

令和4年8月19日  
自動車局自動車情報課

## 車検証電子化についての周知用ウェブサイトの開設について ～電子車検証や車検証閲覧サービスなどをわかりやすく解説します～

令和5年1月から車検時等に電子車検証が交付されます。これに伴い、従来の紙の車検証から大きさや様式が変わるとともに、車検証の情報を電子的に読み取る「車検証閲覧サービス」や、国から委託を受けた民間車検場(指定自動車整備工場)が車検証の有効期間を更新できる「記録等事務代行サービス」を新たに開始します。

自動車ユーザー、自動車関係の業務を担う方々に、電子車検証の仕様や、車検証電子化に伴って令和5年1月から新たに開始するサービスに関する情報をお知らせするため、本日、「**電子車検証特設サイト**」を開設致しました。今後も随時内容を追加していきます。

### 1. 「電子車検証特設サイト」のコンセプト

車検証の電子化は自動車ユーザーや自動車関係の業務を担う方々にとっては大きな変更点となることから、電子車検証についてイラスト等を交えながらわかりやすく解説することを目的としております。

また、自動車ユーザー等が車検証の電子化に関する必要な情報を入手できるよう、電子車検証に関する情報や所要のアプリの入手方法等の情報を集約しました。

### 2. 「電子車検証特設サイト」に掲載されている主なコンテンツ

#### ●電子車検証について

令和5年1月より交付される電子車検証の仕様や記録事項等を掲載

#### ●車検証閲覧サービスについて

電子車検証のICタグ情報の閲覧・参照及び車検証情報を電子ファイルでダウンロードするためのアプリについての説明やダウンロード方法を掲載

#### ●記録等事務代行サービスについて

サービスについての説明やサービスの実施可能な事業者の一覧表等を掲載

※サイトの画面イメージについては別紙をご覧ください。

### 3. 「電子車検証特設サイト」の URL・二次元コードはこちら(パソコン・スマホ共通)

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>



### 4. 参考

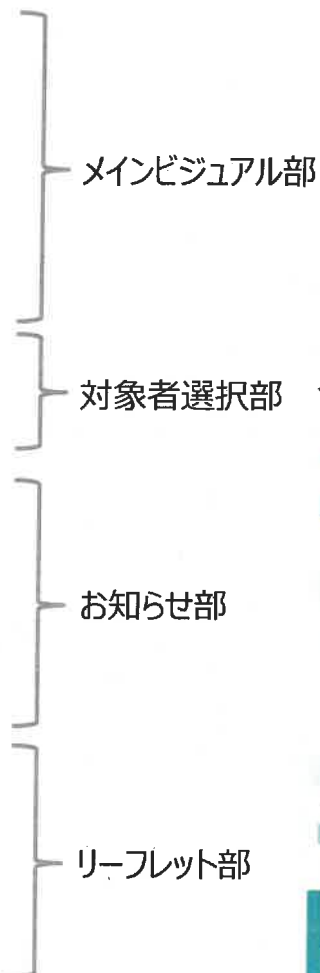
車検証電子化に関する制度面の詳細につきましては、令和4年5月20日付け「道路運送車両法施行規則等の改正について～車検証電子化による券面記載事項の変更・記録等事務の委託手続等を定めました～」も併せてご参照ください。

⇒[https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha06\\_hh\\_000131.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha06_hh_000131.html)

#### 【問い合わせ先】

国土交通省自動車局自動車情報課 鈴木、伊堂寺、近藤 03-5253-8111 (内線 42115)  
直通：03-5253-8588 FAX:03-5253-1639

# トップページ(※PCのイメージ)



※画面の構成はPC版と同じです。

## メインビジュアル部の画面遷移



# 自動車ユーザー向けページ(※PCのイメージ)



● 電子車検証の仕様や記録事項についてご説明しています

(画面イメージ)

## ②記載情報の変更

電子車検証では、変更登録等による記載事項の変更を伴わない基本的情報 (A) のみの記載となります。その他の車検証情報はICタグ (B) に格納されます。ICタグに格納された情報は、汎用のカードリーダーや読み取り機能付きスマートフォンで参照可能です。二次元コードは券面に印字しますが、従来二次元コードから取得可能であった情報のうち、「自動車検査証の有効期間」のみ確認することはできません。(C)



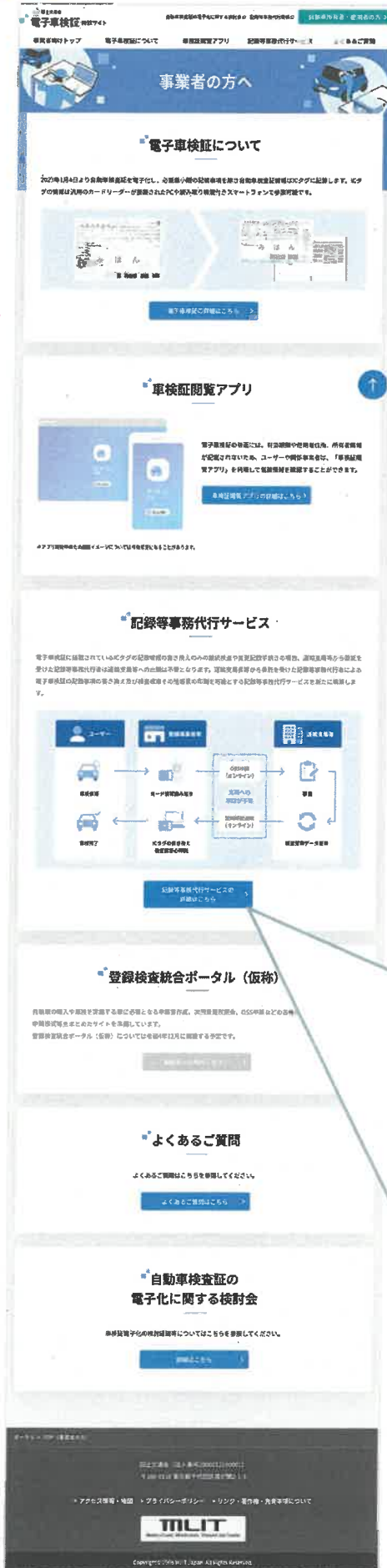
● 閲覧アプリの概要や使い方をご説明しています

(画面イメージ)

利用開始時期	2023年1月
サービス時間	24時間365日 ※メンテナンス等で一時的にご利用できなくなる場合がございます。
利用可能な者	車検証原本を所持する者又は提示を受けられる者
動作環境	PC: Windows 10 バージョン21H1、21H2 Windows 11 バージョン21H2 スマートフォン: iOS 14,15、Android 9,10,11,12
主な機能	・ 記載情報の閲覧 ・ 車検証情報ファイルの出力・保存 (※オンライン環境でのみ可能) ・ リコール情報等の確認 (※オンライン環境でのみ可能)

※今後使い方についての動画も追加予定です

# 事業者向けページ(※PCのイメージ)



- 記録等事務代行サービスの概要、サービス提供者（記録等事務代行者）になるための手続き、サービス提供者となった場合に利用するアプリについてご説明しています。

(画面イメージ)

## 記録等事務代行者になるには

特定記録等事務/特定変更記録等事務の委託を受けるには運輸管理部長もしくは運輸支局長の承認を受ける必要があります。申請手続き、申請に必要となる書類については下記の記録等事務代行ポータルサイトのリンクよりご確認ください。

- 1 業務申請
- 2 申請
- 3 アプリダウンロード
- 4 利用開始

### 記録等事務代行サービスポータルサイト

記録等事務代行ポータルサイトは電子車検証の運用が開始される令和5年1月より開設致します。開設後はオンラインによる記録等事務代行業務の委託申請を行うことが可能となります。

記録簿に委託申請を行われる場合は、下記を参照の上手続きを行ってください。

**申請される方へ重要なお知らせ**

特定記録等事務及び特定変更記録等事務の委託を行うには、令和5年1月以降に交付される電子車検証が必要となります。

令和5年1月以降の運用開始において、新製検査、車両検査、検査等事務委託及び管理手続き等、従来の「車検証紙」が交付される車検証を有する場合は電子車検証が交付されます。

また、委託申請については、令和5年1月からオンライン化する予定です。

紙の申請より便利となりますので、[電子申請](#)を是非お試しください。

なお、紙による委託申請で不備等がある場合にお時間がかかりますので、ご確認ください。

[記録等事務委託制度について](#)

委託を受けた事業者については下記「記録等事務代行者一覧」を参照してください。

[記録等事務代行者一覧\(PDF\)](#)

## 記録等事務代行アプリについて

記録等事務代行者において車検証の更新、検査報告等の発行を行うためには、国土交通省から提供される「記録等事務代行アプリ」をインストールし、作業を行う必要があります。

利用開始時期	2023年1月
サービス期間	24時間365日 メンテナンス等で一時的にご利用できなくなる場合がございます。
利用可能者	記録等事務代行者（特定記録等事務代行者及び特定変更記録等事務代行者）
動作環境	PC: Windows 10、Windows 11
主な機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>車検証情報の更新</li> <li>自動車検査証記録事務所帳票、検査報告等の印刷・発行 (※帳票情報の更新にはICカードリーダーが必要です。また、印刷にはプリンターが必要です。)</li> </ul>

### 利用の流れ

